

## 政策評価制度に関する見直しの方向性

資料 2-1 政策評価制度に関する見直しのスケジュール

資料 2-2 政策評価制度に関する見直しの論点整理

資料 2-3 政策評価の充実について（麻生議員提出資料）

資料 2-4 成果主義型予算の実現のために  
（平成 17 年 3 月 10 日 経済財政諮問会議 有識者議員提出資料）

## 政策評価制度に関する見直しのスケジュール

平成 17 年 4 月 28 日

4 月 28 日 政策評価分科会

- ・ 政策評価と予算との連携強化について（財務省）
- ・ 政策評価制度に関する見直しの方向性①
- ・ 16 年度における政策評価の取組状況

5 月中下旬 政策評価分科会

- ・ 政策評価の活用状況等（財務省、総務省）
- ・ 政策評価制度に関する見直しの方向性②

6 月 10 日 「平成 16 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」

6 月 「政策評価制度に関する見直しの方向性」を確定、公表

※ 3 月 10 日の経済財政諮問会議有識者議員提出資料において、「政策評価法に基づく政策評価が実効性をもつこと」等について、改革の方向と工程を明確にして、「基本方針 2005」で提示すべきとされている。

# 政策評価制度に関する見直しの論点整理

平成 16 年 12 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

政 策 評 価 分 科 会

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」は、来年の4月で施行から3年が経過する。これを受け、政府は、法の施行状況に検討を加え、必要な措置を講じることとされている。

本分科会では、これに向け、本年4月に「当面の活動の重点」を発表し、政策評価の現状認識や当面の課題を明らかにした上で、各府省との意見交換を始めとして精力的に議論を展開してきた。本論点整理は、これまでの議論を踏まえ、政策評価の制度や運用の見直しに向け、更に検討を深めるべきと考えられる論点を整理し、明らかにするものである。

今後、各論点について、国民各界各層の御意見・御指摘等も踏まえながら、見直しの方向性を見出し、政策評価の充実・改善のための具体的方策を講ずることが求められる。

なお、各府省においては、それぞれの政策評価の取組実態を踏まえつつ、平成17年度における政策評価に関する基本計画・実施計画の改定・策定等の取組に当たって本論点整理を参考とすることを期待する。

平成16年12月

政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会

## <目次>

[評価結果の予算要求等政策への反映]	
予算要求など政策の企画立案に当たって、評価結果が適切に反映されることが重要であるが、どのような方策が考えられるか。.....	4
[評価の目的に適した評価の単位の設定]	
評価の実効性を確保するためにも、評価の目的に適した評価の単位を適切に設定することが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	5
[達成目標の明示への取組]	
評価の客観性を確保するためには達成目標の数値化等による特定への取組を一層進めることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	6
[政策のコスト・効果の把握]	
効率性などの観点から行われる評価を適切に行うためには、政策のコスト・効果を定量的に把握することが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	6
[規制の導入・修正時を始めとする事前評価の拡充]	
規制の導入・修正時を始めとして、政策の導入に当たって、政策評価を的確に実施し、意思決定に有効に活用させることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	7
[学識経験者の知見の活用]	
政策評価の客観性の確保等の観点から学識経験者の知見をより一層有効に活用していくことが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	8
[外部からの検証可能性の確保]	
各府省が行った政策評価の結果やそれに至るプロセスが行政の外部から検証できるようにすることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	8
[評価書の簡明さの確保]	
各府省が行った政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	9
[国民的議論の活性化]	
政策評価についてより多くの国民から理解を得ることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	10

[政策評価の重点化・効率化]

画一的・総花的な評価活動から、重点的・効率的な評価活動に転換することが必要であるが、どのような方策が考えられるか。 ..... 10

[職員の意識改革]

政策評価制度をより一層行政機関の職員に浸透させることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。 ..... 11

[地方公共団体との連携]

地方公共団体との連携を深めることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。 ..... 11

[総務省が担うべき役割]

総務省は各府省の政策評価担当者を支援するためにどのようなサービスを提供することが方策として考えられるか。 ..... 12

総務省が行う統一性・総合性確保評価をよりの確に実施するためにはどのような方策が考えられるか。 ..... 12

総務省の客観性のチェックをより実効あるものにするにはどのような方策が考えられるか。 ..... 13

[関連分野との連携]

政策評価制度と関連する分野と十分連携を図るべきではないか。 ..... 13

## [評価結果の予算要求等政策への反映]

予算要求など政策の企画立案に当たって、評価結果が適切に反映されることが重要であるが、どのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- ほとんどの府省において、基本計画の策定等政策評価の重要事項については、外部の有識者の意見を聴取した上で、各府省の最高意思決定機関である省議等に諮って決定している。  
また、相当数の府省において、予算要求の際は、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同でヒアリングを実施するなど両者の連携が進んでいる。
- しかし、予算要求等政策の企画立案に当たって、政策評価が行われてはいるものの、これに基づいて具体的な議論がなされるケースはまだ少ない。幹部が出席する会議などにおいて重要な政策決定が行われる際には、政策評価の結果に基づいた議論が行われるよう検討することが必要である。  
また、相当数の府省では、予算要求時に重点要求事項や重点施策を公表し、一部の府省ではおおよその予算要求額も明示しているが、予算要求等政策の企画立案に当たって行われた政策評価が分かりやすく示されることは少ない。今後は、予算要求等政策の企画立案と政策評価のつながりを分かりやすく示すよう検討することが必要である。
- 相当数の府省において、実績評価方式による目標の達成度等や、評価結果の政策への反映の方向性をパターン化して示す取組を行っており、評価結果の政策への反映を促進するためにも、こうした取組を更に広げていくことを検討することが必要である。
- 各府省において予算要求に向けて8月の概算要求前に政策評価が行われるよう早期化が図られるとともに、相当数の府省において事前評価の実施が義務付けられた分野（研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助）以外の分野においても積極的に事前評価が行われるなど、政策評価がマネジメント・サイクルに位置づけられてきている。
- しかし、予算編成過程において政策評価の結果を活用する立場にある予算等査定当局からは、定性的・抽象的な記述が多い、客観性・中立性が担保されていない、有効性・効率性の観点からの評価が少ないなど、評価の質が乏しく活用が困難であるとの指摘が行われている。
- 今後、予算編成作業の過程において政策評価の結果をそのままの形で活用できるように、評価の精度や客観性を向上させるなど評価の質の向上に取り組んでいくことを検討することが必要である。

## [評価の目的に適した評価の単位の設定]

評価の実効性を確保するためにも、評価の目的に適した評価の単位を適切に設定することが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

### (取組の現状と今後の検討課題)

- 一部の府省では、実績評価を補うため、評価結果が一定レベルに達しない政策の政策手段別評価や政策を構成する下位の事務事業についても政策評価を実施するなどの取組が行われている。
- 相当数の府省において、政策全体の評価を的確に行うため、政策体系を明らかにし、政策を構成する要素を明示しており、今後、その取組を徹底していくことを検討することが必要である。

その上で、目標の達成度等に応じて個々の事業の効果の測定を行ったり、総合評価方式など他の評価方式で評価を行ったりするなどの取組を検討することが必要である。

また、総合評価方式における評価の単位については、必要に応じ、コンパクトで実施しやすい形で設定することも検討することが必要である。
- また、既存の事務事業に対する事後評価については、相当数の府省において公共事業などについて取組が進んでおり、他の分野においてもこのような取組を積極的に行っていくことを検討することが必要である。

## [達成目標の明示への取組]

評価の客観性を確保するためには達成目標の数値化等による特定への取組を一層進めることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

### (取組の現状と今後の検討課題)

- 実績評価方式における達成目標の数値化等による特定については、平成14年度は約3割であったものが、平成15年度は約5割となり、各府省において取組が進んでいる。
- 今後も評価の客観性の確保や、評価の実効性の確保、行政の効率化などのため、達成目標やそれに関連した測定指標、達成時期等の数値化などによる特定を進めていくことが重要であり、政策の特性を勘案しつつも、総務省などによる諸外国の事例の調査研究の成果や各府省の取組を参考にしつつ、可能な限りそのような取組を検討することが必要である。

なお、定量的な目標設定が困難な場合でも、達成目標の特定化を図り、評価の実効性を確保することを検討することが必要である。

一方で基本的な制度の企画・立案など定量的な目標設定になじまない政策もあり、これらについては、実績評価方式以外の評価方式を用いるなど柔軟に対応することを検討することが必要である。

## [政策のコスト・効果の把握]

効率性などの観点から行われる評価を適切に行うためには、政策のコスト・効果を定量的に把握することが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

### (取組の現状と今後の検討課題)

- 相当数の府省において、政策のコスト・効果の定量的な把握に向け調査研究などの取組が行われているが、今後も、可能なものはできる限り定量的に把握できるよう、総務省及び各府省において諸外国の実例の調査研究などを実施し、そこで得られたノウハウを共有するよう検討することが必要である。
- また、予算書、決算書について、政策ごとに予算と決算を結びつけ予算と成果を評価できるようなものとなるよう検討することが必要である。

## [規制の導入・修正時を始めとする事前評価の拡充]

規制の導入・修正時を始めとして、政策の導入に当たって、政策評価を的確に実施し、意思決定に有効に活用させることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 平成16年度から規制影響分析(RIA)が試行的に実施されているが、相当数の府省では、定量的な分析は作業量の点からも困難なケースがあり、定性的な分析を行って手段の比較を行うとしている。
- 今後、各府省は、RIAの試行的実施や規制の事前評価の義務付けに向けた評価手法の開発に一層積極的に取り組むべきである。  
また、総務省は、各府省におけるRIAの試行的実施を把握・分析するとともに、評価手法が開発された時点で評価法の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取り組みを進めるべきである。
- 相当数の府省においては、事前評価が義務付けられている3分野(研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助)以外の分野についても自主的に行うなど、積極的に事前評価に取り組んでいるが、その結果が評価対象政策の改善・見直しに十分つながっているとは言い難い状況にある。
- 今後、各府省の重点施策について、予算要求等の際に成果目標、事後的な評価手段等が明示されるよう検討することが必要である。また、事前評価の結果、政策の採択や実施の可否、複数の政策代替案の中から適切に政策を選択することなど、政策の改善・見直しを徹底するよう検討すべきである。

## [学識経験者の知見の活用]

政策評価の客観性の確保等の観点から学識経験者の知見をより一層有効に活用していくことが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- ほとんどの府省において、政策評価の客観性の確保等の観点から、行政外部の学識経験者から成る会議が開催されており、基本計画、実施計画の策定や評価書の取りまとめに当たって全般的に意見を聴取し、適宜その結果を反映するなど、学識経験者の知見の活用に取り組んできている。
- しかし、計画策定や評価結果の取りまとめなど活用の段階ごとにみると、その様子はまちまちであり、今後は、適切なタイミングで学識経験者の知見を活用するようにするとともに、一部の府省で行われているように、個別の政策ごとに当該政策分野の学識経験者の知見を積極的に活用していくことを検討することが必要である。  
なお、政策評価分科会としても、各府省との意見交換を行うなど政策評価全般について今後とも精力的に議論を行っていききたい。

## [外部からの検証可能性の確保]

各府省が行った政策評価の結果やそれに至るプロセスが行政の外部から検証できるようにすることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 各府省において、評価結果をホームページ上で公開し、外部からのアクセスを容易にする取組がなされており、一部の府省では、政策ごとに事前評価から事後評価の一連の経緯が分かる形で整理するよう取り組んでいる。
- 事前評価の実施が義務付けられている3分野などについて、外部からの検証可能性を確保するためには、評価の過程で用いたデータ、評価手法等評価結果以外の情報を公表することが重要であり、データ等が不足して各府省が行った評価結果を行政の外部から検証することができない場合は、総務省及び各府省の意見・要望受付窓口寄せられた情報を基に改善を図ることを検討すべきである。  
また、将来的には、外部からの指摘の実態を踏まえ、評価情報の公表のための考え方を整理していくことを検討することが必要である。

## [評価書の簡明さの確保]

各府省が行った政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 相当数の府省において、評価法で作成を義務付けられている評価書の要旨を適切な形でホームページに掲載することや、評価結果について、パターン化した文言で整理したり、図表の活用を図るなど国民に分かりやすく伝えるための取組を行っている。

一方で、評価書の分量は多くなるが、国民への説明責任を果たすという観点から、詳細なデータを公表することを重視している府省もある。

- 国民が政策への判断を行うことに資する情報を提供することが政策評価の目的の一つであり、国民に対し、評価の対象とした政策に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、一方で詳細に提供することも重要である。

これらを両立させることは困難であるが、評価書本体については外部からの検証可能性を確保するため詳細に記述しつつも専門用語には注釈をつけるなど工夫し、評価書の要旨については特に平易な言葉遣いに心掛け、当該政策を国民に分かりやすく説明するようにするなど、評価書本体と要旨との役割分担を明確にして、これらを両立させる方策を検討することが必要である。

また、どのようにすれば国民に分かりやすくなるかについて、評価書の公表時に学識経験者からの意見を聴くなど、第三者の視点を取り入れることを検討することが必要である。

## [国民的議論の活性化]

政策評価についてより多くの国民から理解を得ることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 総務省は、平成16年10月から12月にかけて、全国3か所（東京、大阪、福岡）で「政策評価フォーラム」を開催し、参加者の合計は約1,000人に達し、この模様は広くマスコミで報じられた。また、政府広報（テレビ、広報誌等）を通じて、政策評価制度を広く国民に紹介した。
- 一部の府省では、パンフレットを作成したり、基本計画や評価書等政策評価に関する基本的な情報についてホームページに掲載するだけでなく全国の図書館、大学等に配布するなど積極的な広報活動を行っている。また、政策評価に関する重要事項について、広く国民の意見を反映させるために意見募集を行うなど、国民の意見を評価作業に取り入れる取組も行われている。
- 今後は、各府省においても基本計画の改定時期などに合わせ、政策評価の取組の総括、以後の取組の重点、特徴等を積極的にアピールするなどの取組を検討することが必要である。

## [政策評価の重点化・効率化]

画一的・総花的な評価活動から、重点的・効率的な評価活動に転換することが必要であるが、どのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 相当数の府省において、政策評価をマネジメント・サイクルの中に定着させることをねらいとして、実績評価方式により施策を網羅的に対象として評価を実施している。しかし、評価書の作成等に忙殺され、評価作業に対する負担感は相当大きくなっており、本来は力点を置いて取り組むべき評価活動がおろそかになりかねないという指摘がある。一方で、政策評価が各府省のマネジメント・サイクルの中で定着してきていることに留意すべきであるとの指摘もある。
- 今後は、評価の重点化・効率化を図り、国民の視点に立って必要性が高いと考えられる評価が的確に実施されることが必要であり、このため、各年度の政策評価の重点的テーマ・分野を設定するほか、実績評価方式以外の方式の的確な選択・組み合わせを行ったり、実績評価方式において毎年度達成度合を評価分析するのになじまない場合一定期間経過後の総括的評価に注力することなどを検討する必要がある。
- 総務省は、各府省のこうした取組を促進するとともに、評価方式等について諸外国の例などを調査研究し、その成果を各府省に対して提供していくことを検討することが必要である。

## [職員の意識改革]

政策評価制度をより一層行政機関の職員に浸透させることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- ほとんどの府省において、政策評価の導入後、成果主義の考え方、政策評価の必要性等についての認識が広がっており、職員の意識は変わりつつある。
- 今後は、政策評価作業を直接担当している職員のみならず、目標設定等に際しては幹部職員が一層積極的に関与することが重要であり、本年度から複数の府省に設置された政策評価審議官を始め各府省の幹部職員に、より一層政策評価制度の趣旨を浸透させていくことを検討することが必要である。
- 一方、「評価疲れ」という言葉に代表されるように、政策評価には相当大きな労力をかけているが、評価結果の政策の企画立案への反映が不十分であることから、政策評価に携わっている職員の士気が上がらないという指摘もある。
- このため、研修等を通じて職員に「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (See)」のマネジメント・サイクルの中で評価を行うという政策評価の意義や趣旨を浸透させることはもとより、重要な意思決定の際には政策評価の結果に基づいた議論が具体的になされるようにし、政策評価が適切に行われていない政策については政策決定の場でその点を考慮されるようにすることを検討することが必要である。

## [地方公共団体との連携]

地方公共団体との連携を深めることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 総務省においては、地方支分部局を活用して、地方公共団体の行政評価担当者との意見交換を実施するなど、国と地方の連携を図っている。また、一部の府省においては直轄事業、補助事業等の評価について、地方公共団体からデータを収集しやすくするよう協力を得るための努力を行っている。
- 今後、国の政策評価を行うに当たり、必要に応じ、地方公共団体の協力を得たり、地方公共団体における行政評価の取組を参考にするため、地方公共団体との連携に一層積極的に取り組むよう検討することが必要である。

## [総務省が担うべき役割]

総務省は各府省の政策評価担当者を支援するためにどのようなサービスを提供することが方策として考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 総務省は、政策評価支援システムを整備しており、また、政策評価関連情報を収集・整理して各府省に提供している。
- 今後、総務省において、各府省の先進的な取組を紹介したり、各府省の要望も踏まえつつ、調査研究等の場合によっては府省と共同で実施してその結果を各府省に提供したり、一層実践的な研修を実施するなど、各府省の政策評価作業に資するための活動を一層積極的に行うよう検討することが必要である。

総務省が行う統一性・総合性確保評価をよりの確に実施するためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 総務省が行う統一性・総合性確保評価のテーマの選定に当たっては、引き続き、国民の視点に立って評価の必要性が高い分野を適切に取り上げることが必要である。
- 平成16年度から導入された「政策群」など複数府省が関係する政策の企画立案の際に政策の達成目標、目標期間、達成目標と政策手段との関係などを明確にする取組が行われてきているが、いまだ、これらの事項が十分に明らかにされていないものや、関係施策が極めて多岐に亘っているため、政策全体を効果的・効率的に評価することが困難になっている場合がある。  
今後、関係府省は、政策の達成目標、目標期間、達成目標と政策手段との関係などの明確化を図っていくことが必要である。また、総務省は、各府省の協力を得て、これらの事項が必ずしも十分明確になっていない場合でも、指標の設定や調査分析手法に工夫をこらしつつ評価していくことや、関係施策が極めて多岐に亘っている政策については、評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により評価していくことを検討することが必要である。
- また、評価結果の取りまとめに当たっては、総務省のスタンスを明確に打ち出していくことが重要である。取りまとめのタイミングについても、予算要求や新たな政策策定の時期を念頭に、適切な時期としていくことを検討することが必要である。

総務省の客観性のチェックをより実効あるものにするにはどのような方が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

○ 総務省が行っている各府省の政策評価についての審査活動は、各府省が行った政策評価結果全般を対象としており、評価の実施手続等の形式のチェックが中心となっている。また、一部の府省からは、機械的ではなく内容に応じたアドバイスを求める意見・要望も出されている。

また、各府省の政策評価の質の向上を促進するためにも、年度末に取りまとめる審査の総括報告において各府省の取組の参考になる推奨事例の紹介などに一層積極的に取り組むことを検討することが必要である。

○ 今後、政策評価の信頼性を一層高めていく観点から、審査対象を重点化し、評価の内容面も射程に入れて活動を行っていくことを検討することが必要である。

#### [関連分野との連携]

○ 公会計の見直し、人事評価、統計データの活用の見直しなど、政策評価と関連する分野について、それぞれ検討が進められているが、政策評価分科会としてもこれらの動向に引き続き関心を払っていきたい。

# 麻生議員提出資料

(政策評価の充実について)

平成 17 年 3 月 10 日  
総 務 省

## 16年10月5日経済財政諮問会議有識者議員指摘事項

- 各府省の評価を分かりやすく、横断的に比較検証できるよう、様式を簡便で統一的なスタイルにする・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 達成目標の定量化を徹底するとともに、どのデータ（ものさし）で評価を行うかも予め明示させる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 科学技術関係予算の優先順位付け（S A B C等）のように、優先度を明らかにする仕組みを採用する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 各府省の評価結果に対し、第三者評価を実施し、その結果を公表する P 7

### 参考

- 1 「政策評価制度に関する見直しの論点整理」（16年12月）と今回の報告の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 2 政策評価結果の17年度予算要求等への反映状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 3 政策評価の活用状況（16年12月、財務省主計局）の事例・・・・・・・・ P 11
- 4 17年度機構・定員審査に当たっての政策評価結果活用状況（16年12月、総務省行政管理局）の事例・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 5 政策評価に関する情報のホームページにおける公表について・・・・・・・・ P 13

## 各府省の評価を分かりやすく、横断的に比較検証できるよう、様式を簡便で統一的なスタイルにする

各府省は、事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式の3つの方式を組み合わせることで評価を実施。個別公共事業については事業評価方式を用い、一覧性のある様式により整理。

各府省において広く用いられている実績評価方式について様式の標準化を検討。

### 現 状

#### 【評価書】

評価の観点(必要性、効率性、有効性等)や実施時期など法定記載事項が必ずしも明確に記載されていない府省もある。

相当数の府省では、図表・グラフを用いるなど評価書を分かりやすくする一定の工夫はされているが、さらに用語の説明などの工夫が必要としている府省もある。

#### 【要旨】

要旨の作成状況は、以下の3パターン。

評価書1件ごとに作成。

複数の評価書の一覧表として作成。

評価書全般の概要として作成。

要旨の記載事項は法定されておらず、各府省で異なる。

#### (参考)

総務省では、各府省の評価を横断的に検証するため、その審査に当たり、一定の備えるべき要素について点検、整理して公表。

### 対 応 方 策

評価書については、法定記載事項が明確に記載されたものとなるよう標準的な様式を提示。

その際、法定記載事項ごとに具体的にどのような内容を記載すべきかも明示。

これを基に、各府省は、学識経験者の意見等も踏まえ、政策特性や任意に記載する事項に応じた様式を規定。

用語の説明や注釈などにより分かりやすいものとする、外部からの検証が可能となるよう評価に関する情報や関連資料の所在をできる限り盛り込むことを、効率性にも留意しつつ徹底。

要旨は、基本的に評価書ごとの概要が分かるように作成することを徹底。

要旨への必要的記載事項については、評価書の記載事項に沿って評価として備えるべき要素を横断的に検証できる限り標準化。

要旨においては、評価書の該当部分等を参照できるように所在情報を明記。

## 対応方策のイメージ

### (評価書)

#### 実績評価方式の例

	記載事項	記載状況
1	評価対象政策	
2	評価担当部局又は機関 実施時期	
3	評価の観点	
4	政策効果の把握の手法及びその結果	
5	学識経験を有する者の知見の活用	
6	評価の過程で使用した資料その他情報	
7	評価結果	

(注) は記載が明確な状況。 は記載が不明確な状況を表す。

法定記載事項の記載が不明確な府省あり

図表・グラフ化など一定の工夫はあるが用語説明など一層の工夫が必要

評価の基になったデータや関連情報の掲載が不十分

### (要旨)

#### A

評価書1件ごとに作成

評価書(要旨)	
1	政策名
2	目標
・	.....
・	.....

#### B

複数の評価書の一覧表として作成

政策名	政策の目的	.....

#### C

評価書全般の概要として作成

平成15年度事後評価結果	
1	事後評価の概要について
	平成15年度事後評価は、
.....	.....
.....	.....

各府省により記載事項は異なる

基本的に評価書ごとの概要が分かるように作成

評価書の必要的記載事項に沿ってできる限り標準化

評価書の該当部分等の所在情報を明記

現状

対応方策

記載事項	具体的記載内容のイメージ
1 評価対象政策	政策の目的、具体的内容、実現手段、政策のコスト など
2 評価担当部局又は機関、実施時期	局 課 など 実施時期: 年 月 ~ 月 など
3 評価の観点	必要性: 政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか 効率性: 政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする 有効性: 得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている政策効果との関係を明らかにする などの観点を政策の特性に応じて選択、具体化
4 政策効果の把握の手法及びその結果	達成目標(目標値、目標期間)、測定指標、測定結果 など
5 学識経験を有する者の知見の活用	意見の内容、評価結果への具体的な反映内容
6 評価の過程で使用した資料その他情報	情報・データ など
7 評価結果	評価の結論、反映の方向性 など

評価に関する情報や関連資料の所在を掲載

用語の説明や注釈などで一層分かりやすく

法定記載事項ごとに具体的な記載内容を明示

標準的な様式を提示し、これを基に各府省が政策特性に応じた様式を規定

## 達成目標の定量化を徹底するとともに、どのデータ(ものさし)で評価を行うかも予め明示させる

達成目標の中には、定量化が困難なものもあるが、できる限り定量化等による明示に取り組むことが重要。  
目標の設定に当たっては、より適切な指標を選択するよう取り組むことが重要。

### 現 状

#### 【達成目標の定量化】

実績評価方式における達成目標が定量化等により明示されている政策の割合は、政府全体で増加  
(14年度:約34% 16年度:約55%)。

##### ・達成目標の定量化の割合が100%の府省

農林水産省、国土交通省

##### ・達成目標の定量化の割合が特に増加している府省

文部科学省(14年度:約52% 16年度:約90%)

環境省(14年度:約33% 16年度:約66%)

一方で、政策の特性から達成目標の定量化による明示が困難なものもある。

#### 【指標等を予め明示する取組】

目標や評価に用いるデータ、指標を予め明示していないものもみられる。

また、明示していても、それをを用いる根拠が明らかでないものがある。

#### (参考)

骨太方針等に基づく「モデル事業」や「政策群」については、定量的な政策目標を提示して事後評価や事後検証を行うこととされている。また、各府省は、重点課題における全ての事業予算について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行うこととされている。

### 対 応 方 策

達成目標の定量化等による具体的な明示について、諸外国の事例の調査研究の成果や各府省の取組を参考にしつつ、できる限り取り組むよう徹底。

目標の設定に当たっては、より適切な指標を選択するよう取組を徹底。

定量化が困難な場合でも、達成目標の具体的な明示により評価の実効性を確保。

政策の特性から達成目標の具体的な明示になじまないものについては、評価が必要な要素等を勘案して、より適切な評価方式の適用等を検討。

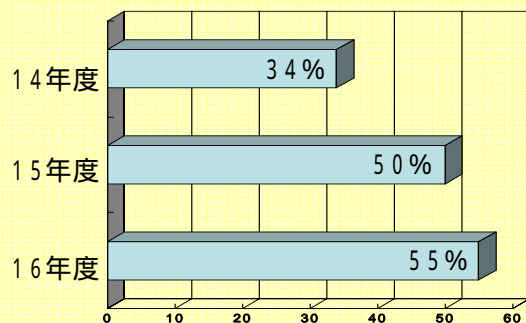
その際、評価対象の適切な設定を検討するとともに、審議会の答申や白書等による分析結果を評価に積極的に活用することも検討。

目標や評価に用いるデータ、指標をできる限り予め明示すること、それをを用いる考え方を明示することを徹底。

## 対応方策のイメージ

### 達成目標の定量化

達成目標が定量化等により明示されている政策の割合



一層の推進

目標や評価に用いるデータ、指標を予め明示しているもの。

明示している例:

#### < 農林水産省の例 >

「基本計画に基づく16年度政策評価シート」で  
 ・「米麦等の生産対策」の政策分野のうち、  
 「米の生産コスト」の現状値(138,050円/10a)  
 と目標値(2割程度削減)を提示

#### < 国土交通省の例 >

「基本計画」で  
 ・誘導居住水準達成率の現況値46.5%と目標値53%を業績指標として提示

データ、指標を用いる考え方を明示しているもの。

明示している例:

#### < 総務省の例 >

「16年度において実績評価方式により評価しようとする総務省の政策等について」で次のように提示

- ・指標: 行政手続条例の策定状況 (目標値: 17年度100%)
- ・理由: 行政手続条例の制定の有無は、行政運営における公正の確保等の取組みの状況を示すもの

#### < 国土交通省の例 >

政策チェックアップにおける「指標・目標値の考え方」で  
 ・誘導居住水準達成率(目標値: 17年度53%)  
 について、「住宅ストックの質の向上を図る上での指針」であると指標の解説を提示

諸外国の事例の調査研究、各府省の同種の取組の共有によりさらに取り組みよう徹底

目標の設定に当たっては、より適切な指標を選択するよう取組を徹底

目標や評価に用いるデータ、指標をできる限り予め明示すること、それを用いる考え方を明示することを徹底

## 科学技術関係予算の優先順位付け(SABC等)のように、優先度を明らかにする仕組みを採用する

政策のマネジメント・サイクルの中で、政策評価結果を次の政策決定に十分に活かしていくことが重要。  
特に、予算編成過程においては、各府省が政策評価を実施し、評価結果を予算要求に反映。その反映状況の説明責任を徹底し、公表。  
科学技術に関しては、総合科学技術会議が中心となって、評価結果やその反映状況等を含めた各府省の考えを聴取して優先順位付け(SABC)を実施。

### 現 状

評価結果に基づき、政策への反映の方向性を記載している府省はあるものの、その内容は必ずしも分かりやすく明確に評価書に掲載されていない。

総務省では、各府省における「政策評価結果の予算要求等への反映状況」を毎年度取りまとめて公表し、経済財政諮問会議等に説明。

・概算要求に向けて実施された評価書の件数  
(14年度:約500件 16年度:約1,500件)

・事前評価結果を踏まえ、政策の改善・見直し等を行った事例  
(14年度:2件 16年度:13件)

### 対 応 方 策

政策のマネジメント・サイクルの中で、評価結果に基づいた政策への反映の方向性を、分かりやすく明確に評価書に掲載するなど、説明責任を徹底。

各府省においては、  
・ 社会経済情勢の変化から制度見直しを要する政策、  
・ 実現に多額の費用を要する政策  
などを適期に評価すること、その結果を予算要求等に反映することを徹底。

総務省は、これらを始めとする評価結果の予算要求等への反映状況について、説明責任の徹底を推進し、政策の廃止・縮小などを具体的に公表。経済財政諮問会議等に説明。

科学技術関係予算の優先順位付け(SABC等)のように、優先度を明らかにする仕組みを採用する

## 対応方策のイメージ

政策評価を実施

政策のマネジメント・サイクルの中で、評価結果に基づいて政策への反映の方向性を分かりやすく、明確に示して評価書に掲載するなど説明責任を徹底

評価の結果、政策への反映の方向性(政策の廃止・縮小を含む)を記載

(例) 実績評価(総務省)

予算について検討  
制度改正について検討  
その他(事務改善等)について検討

評価結果を  
予算要求等に反映

各府省において

社会経済情勢の変化から制度見直しを要する政策

実現に多額の費用を要する政策などを適期に評価すること、その結果を予算要求等に反映することを徹底

総務省において

これらを始めとする評価結果の予算要求等への反映状況について説明責任の推進を徹底し、政策の廃止・縮小など具体的に公表。経済財政諮問会議等に説明。

評価結果を活用して予算作成

科学技術に関しては総合科学技術会議が中心となって評価結果やその反映状況等を含めた各府省の考えを聴取して優先順位付け(SABC)を実施

## 各府省の評価結果に対し、第三者評価を実施し、その結果を公表する

評価の過程において、各府省が第三者の専門的、客観的な知見を活用することが重要。  
評価結果に対する外部からの検証可能性を確保し、外部からの意見を吸収することが重要。

### 現 状

#### 【各府省における第三者の活用】

ほとんどの府省では、学識経験者から成る会議を開催し意見を聴取（17府省中 14年度:11 16年度:13）。

ただし、会議の役割については、会議を開催しているすべての府省において、基本計画等で一般的に定められているにとどまり、評価作業のどの段階で、どのように活用するかについては、具体的に定められておらずまちまち。

一部の府省では、個別政策ごとの評価に際し、会議とは別に、当該政策分野に係る専門的知見を有する第三者の意見を聴取。

第三者の意見内容、それらの評価結果への反映状況が十分に説明・公表されていない府省もある。

#### 【総務省の役割】

総務省は、各府省が実施したすべての政策評価について、評価において備えるべき水準等の点検を横断的に行い、その結果を公表している。

#### 【外部からの検証可能性の確保と意見の吸収】

各府省において、評価結果に用いたデータなどを評価書に盛り込み、ホームページ上で公表。

### 対 応 方 策

計画の策定など評価活動全般にわたるものについて学識経験者から成る会議を活用したり、政策の分野に応じてその専門的知見を有する第三者の意見を個別、具体的に聴くなど、適切な形で有効に活用するよう促進。

第三者の活用の基本的な考え方については、各府省の基本計画等において具体的に記載することを促進。

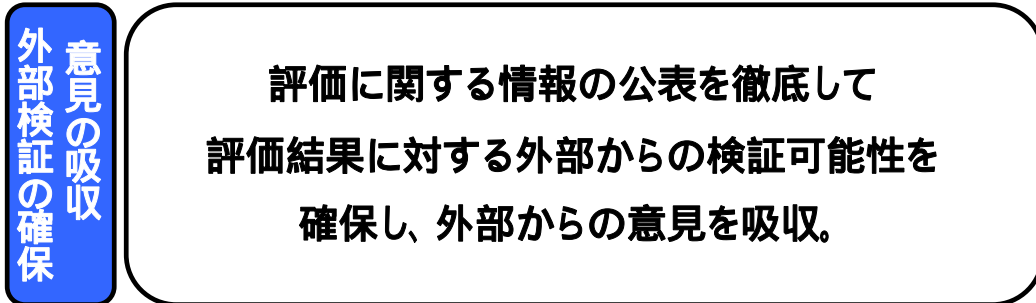
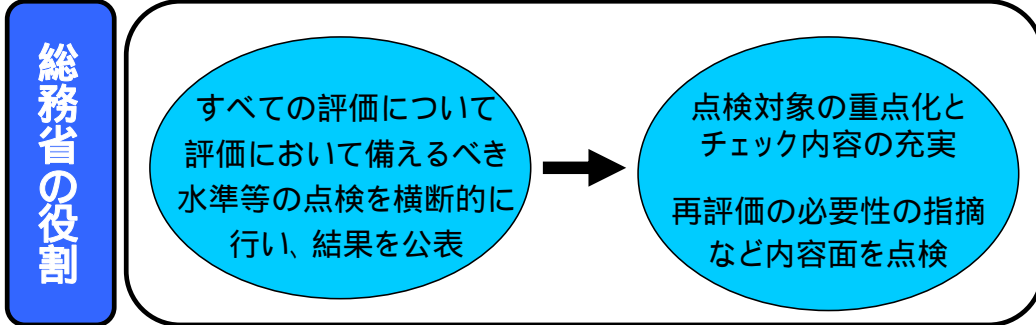
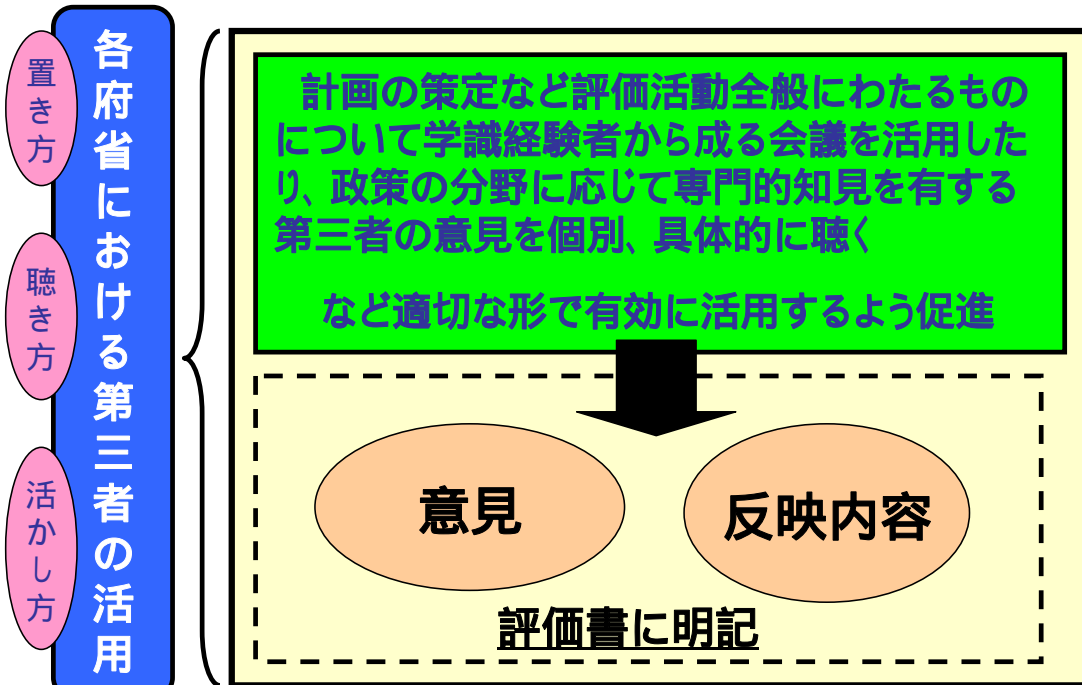
また、意見内容や、評価結果への具体的な反映内容を評価書に明記すること、それをホームページ上で公表することを促進。

総務省においては、点検対象の重点化とチェック内容の充実を図る。また、再評価の必要性の指摘など内容面にわたる点検を本格化。

評価に関する情報の公表を徹底して評価結果に対する外部からの検証可能性を確保し、外部からの意見を吸収。

# 各府省の評価結果に対し、第三者評価を実施し、その結果を公表する

## 対応方策のイメージ



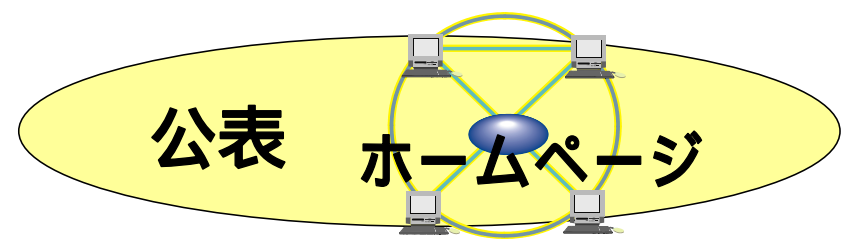
## 活用例

**(総務省)**  
「ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発」  
**研究評価委員会の指摘**  
「安全・安心な社会の実現とした達成目標に対し、より広い目標を設定すべき」  
評価の過程において、指摘を踏まえ研究開発の達成目標を修正

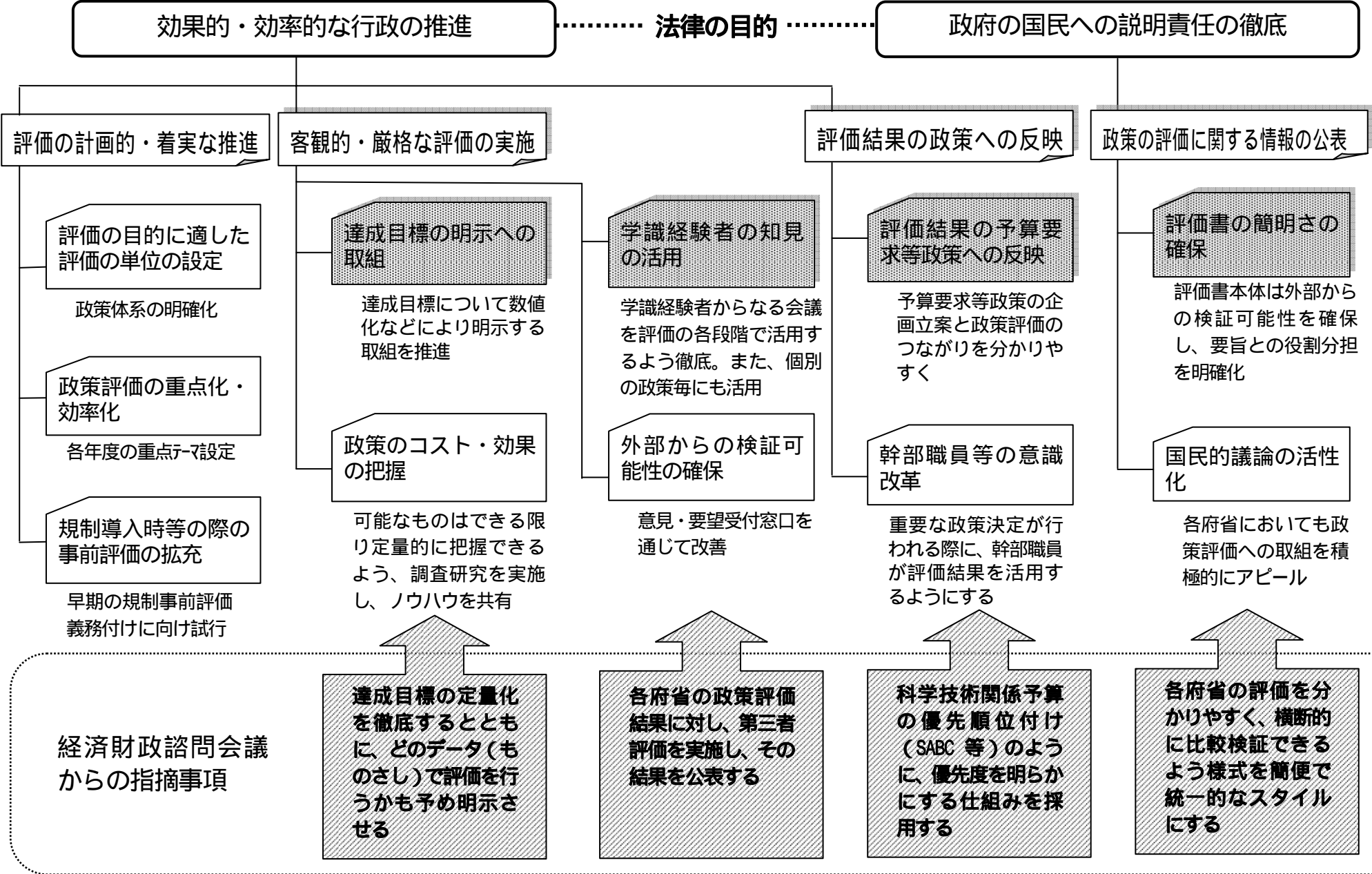
**(国土交通省)**  
「既存住宅の省エネルギー性能向上支援技術に関する研究」  
**評価委員会の指摘**  
「住宅所有者の視点を十分に考慮するとともに有効な政策支援につながる研究成果を出すような計画とすべき」  
評価の過程において、指摘を踏まえ研究計画の一部を修正

**(農林水産省)**  
農業農村整備事業  
〔農道整備事業(有田川地区、岩光地区)、畑地帯総合整備事業(上崎山地区、大浜地区)〕等  
**事業評価第三者委員会の意見**  
「中止は妥当」  
評価の過程において、指摘を踏まえ事業を中止

**(国土交通省)**  
道路・街路事業  
〔一般道道：上猿払清浜線、板谷路之台線、夕張厚真線、増毛当別線〕等  
港湾整備事業  
〔多目的国際ターミナル整備事業(佐世保港前畑地区)〕  
**委員会の審議**  
「中止は妥当」  
評価の過程において、指摘を踏まえ事業を中止

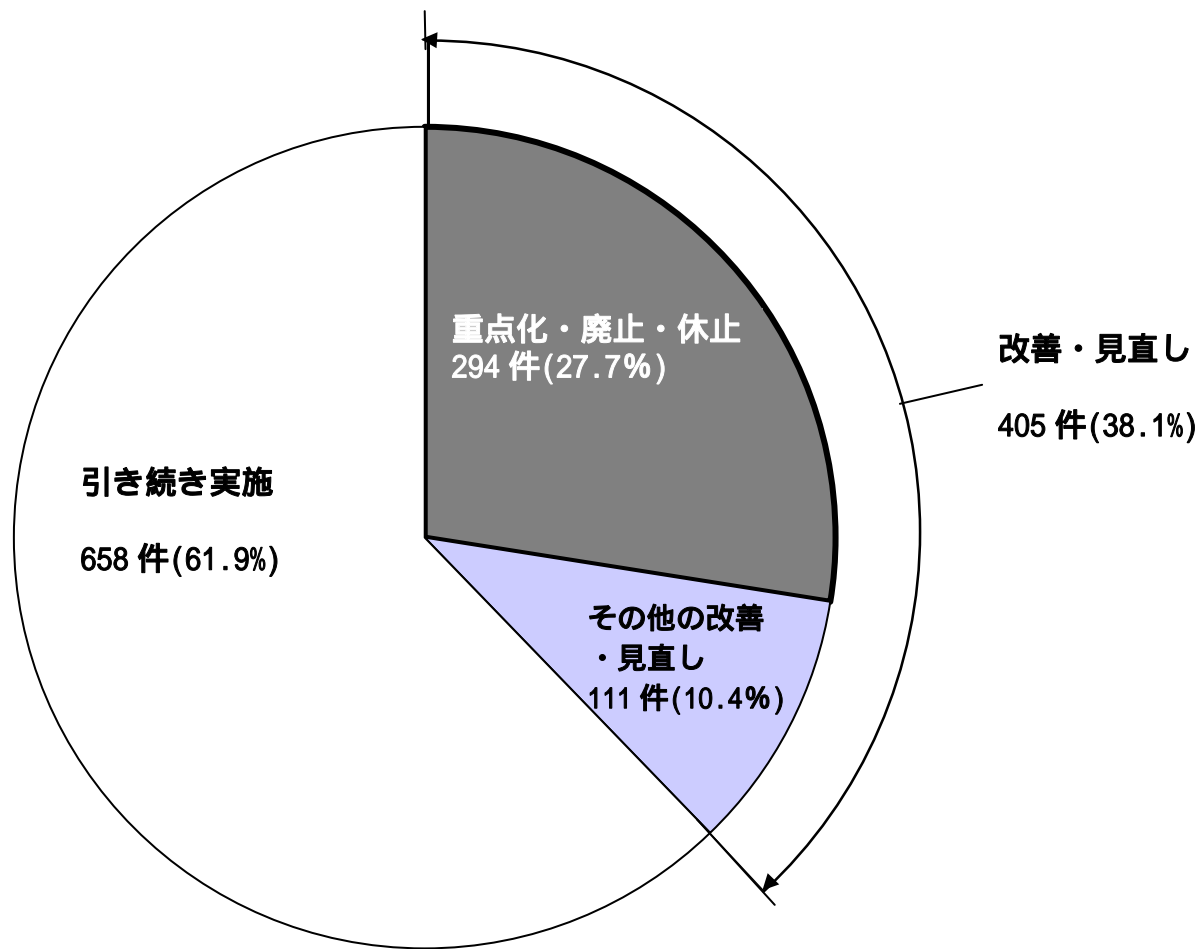


# 「政策評価制度に関する見直しの論点整理」(16年12月)と今回の報告の関係



# 政策評価結果の17年度予算要求等への反映状況

平成 17 年度予算要求に反映した事後評価 (1,063 件)



財務省主計局公表資料 「政策評価の活用状況(16年12月)」の事例

(参考3)

(単位:百万円)

所管	総務省	組織	総務本省	会計	一般会計	16年度		17年度	
						当初予算額	要求・要望額	政府	府案
施策名	総合的なワンストップサービス整備事業					391	1,179	921	
施策の概要	24時間365日いつでも、必要な案内情報の入手から複数の手続きをまとめて行えるワンストップサービスの仕組みを、平成16年度からの2か年で整備し、国民等利用者の書類作成に要する労力、時間、コストの削減など利便性の向上に資する。			成果目標		<ul style="list-style-type: none"> <li>電子政府の総合窓口(e-Gov)全体へのアクセス件数3,000万件(2006年度)</li> <li>オンライン申請件数前年度比2割増加(2006年度)</li> <li>2006年度において一括申請のモデルケースとして会社設立の申請所要時間を個別申請との比較で40%削減(2005年度の総合試験における状況を踏まえ、目標を再設定)</li> </ul>			
成果目標を達成するための手段	ワンストップサービスにおけるシステム設計から、構築、試験までを着実に行う。			成果目標の達成度合いの事後的な評価方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Govのアクセスカウンターでアクセス件数を実測</li> <li>オンライン利用状況を把握して増加率を検証</li> <li>e-Govにおいてアンケート画面を表示して申請に要した時間を調査</li> </ul>			

要求省庁による政策評価

- ① 施策の必要性**  
申請、届出など国民の権利義務に関わるものを取り扱うシステムであり、国として本施策を実施することが必要である。
- ② 施策の有効性**  
e-Govに、各府省の汎用受付システム等の受付機能をできる限り統合し、複数申請の一括提出を行えるワンストップサービスを実現するものであり、電子申請等に関わるシステムの整備、運用を効率化するものである。なお、システムの整備、運用はできる限り外部に委託する予定。
- ③ 施策の効率性**  
e-Govに、各府省の汎用受付システム等の受付機能をできる限り統合し、複数申請の一括提出を行えるワンストップサービスを実現することから、費用対効果、国民等利用者の利便性の向上の両面で、本施策は有効である。

財務省の考え方

- ① 施策の必要性**  
国民の権利義務にかかる手続きの取扱にかかる施策であり、またインターネットを活用した取り組みでもあることから、安全管理上国が主体的に行う必要性は認められる。
- ② 施策の有効性**  
各府省間に渡る行政申請手続きを、インターネット利用による一括提出を可能とすることについては、手続き申請者の負担軽減が見込める等一定の有効性は認められる。
- ③ 施策の効率性**  
ワンストップサービス整備により、各府省における既存のオンライン申請に係る機器等の費用負担の軽減・業務の縮小が予想され、一定の効率性は認められるものの、申請をワンストップで処理することによる機器の負荷、安全管理等実際に業務を開始しないと見込めない要素もあり、今の段階で一概に効率的であるとはいえない。
- ④ その他**  
目標達成の指標がアクセス件数や、オンライン申請件数といった定量的なもので設定されており、また評価方法も実測数値を調査の上、目標値との比較検証といった明確なものであり、成果目標等の設定は、政策評価を行う上で望ましいものと考えられる。

政策評価の活用状況

ワンストップサービスが整備されることにより、利用者にとって手続き申請における一定の負担軽減が見込まれる等、一定の有効性は認められるものの、機器の見積り、人員の規模等若干過大な部分も認められるため、適正額を精査の上査定減を行った。

総務省行政管理局公表資料 「平成17年度機構・定員審査に当たっての政策評価結果活用状況(16年12月)」の事例

省庁名：防衛庁			
評価対象事業名：艦載型対空レーダ及び戦闘指揮システム主要構成要素の研究			
評価対象事業の目的・目標：長射程化及び多様化する将来の経空脅威に有効に対処するために必要な、遠距離における同時多目標対処能力の向上を図るため、艦艇のレーダの探知能力の向上及び戦闘指揮システムの情報処理能力向上等に関する技術資料を取得する。			
<p><b>要求省庁による政策評価（概要）：</b></p> <p>1. 事業の必要性 近年の弾道ミサイルを始め各種ミサイルの長射程化、高速化による将来の空からの脅威に有効に対処するためには、当該事業を実施し、対処能力の向上を図る必要がある。</p> <p>2. 事業の有効性 従来の艦艇搭載誘導武器システムでは対処が困難と想定される、高速化、長射程化している弾道ミサイル等に対処するため、遠距離で探知可能な艦載型対空レーダの研究試作及び同時に多目標に対処可能な戦闘指揮システムの研究試作を実施するものであり、想定される脅威に有効に対処するための事業である。</p> <p>3. 事業の効率性 戦闘指揮システムの開発に当たっては、オープンアーキテクチャを進めることとしており、経費の低減が図られる予定である。</p>	<p><b>評価結果の機構・定員要求への反映内容：</b></p> <p>艦載型対空レーダ及び戦闘指揮システムの研究試作に対応するために4人を増員要求（うち2人は艦載型レーダの研究試作へ、うち2人は戦闘指揮システムの研究試作へ対応の増員）。</p>	<p><b>行政管理局の考え方：</b></p> <p>1. BMD関連事業の重要性については認められ、当該増員の必要性は認められる。 しかし、増員は必要最小限の必要があり、既存の事務事業の実施体制の見直しを行うことが必須である。 よって、既存のBMD関連研究体制を活用した効率的な研究体制とする必要がある。</p> <p>2. 本事業においては、戦闘指揮システムのオープンアーキテクチャを推進することとしている。システムが汎用性のある仕様になることにより、今後、調達価格の低減が期待できるほか、今後のシステムの研究開発体制についても膨張を来たさない効果があると考えられる。</p> <p>3. 事業実施の計画を踏まえて、当該要員の必要性について見直しを実施することが必要である。</p>	<p><b>審査結果（政策評価の活用状況）：</b></p> <p>1. 新規の研究試作に対応するため、既存の弾道ミサイル防衛用誘導弾技術研究室を海上配備型誘導武器システム研究室に改組し、また、振替による体制整備を実施した上での必要最小限の要求と認められることから、3年後見直しを条件として、4人の増員を認めることとした。</p>

政策評価に関する情報の公表は、各府省ホームページへの掲載で行うほか、総務省ホームページの「政策評価の総合窓口」で情報の所在がわかる案内情報などを見ることが可能

総務省ホームページ トップページ

<http://www.soumu.go.jp/>

政策評価の総合窓口

<http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-top.htm>

総務省

更新情報 全庁HP検索 法令検索 サイトマップ

ご意見 ENGLISH

総務省はこんな社会づくりを目指します!

総務省のご案内

大臣・副大臣・政務官

大臣記者会見

報道資料

パブリックコメント

審議会等

白書

情報公開

採用情報

**政策評価の総合窓口**

電子政府の総合窓口 e-Gov

電子申請・の窓口

動画配信

TOPICS

[行政管理] ・平成17年度機構・定員等の要求について

[行政評価] ・政策評価フォーラム(東京会場)を開催します。(PDF)  
・政策評価結果の17年度予算要求等への反映状況  
・行政相談シンボルマーク・行政苦情110番

[地方行政・財政] ・平成17年度地方行政重点施策

[情報通信] ・情報通信審議会 情報通信技術分科会 審議中継 10月26日(火)14時00分～  
・「戦略的情報通信研究開発推進制度」ホームページ  
・平成17年度ICT政策大綱

[統計局] ・平成16年全国消費実態調査にご協力をお願いします

[その他] ・総務省の電子申請についてよく知ろう!  
・総務省の英語表記が変わりました  
・平成17年度総務省所管予算概算要求の概要  
・平成17年度総務省重点施策

e-Govについて良く知ろう! キャンペーンサイト

当省ホームページへのご意見をお聞かせ下さい

クリック：『政策評価の総合窓口』

人事・恩給 行政評価 行政相談

政策評価に関する情報の検索・リンク

政策評価に関する情報の所在案内

政府全体の政策評価に関する情報の中から、入手したい情報を検索することができます。

- [各府省のホームページ情報の検索](#)(電子政府の総合窓口システム)  
ここをクリックすると各府省の政策評価に関するホームページ情報の検索を行うことができます。検索例を参考にして、「政策評価」などの検索用語を入力して検索ください。
- [各府省の報告書等の所在案内検索](#)(電子政府の総合窓口システム)  
ここをクリックすると各府省の政策評価に関する報告書等の所在案内の検索を行うことができます。検索例を参考にして、「政策評価」などの検索用語を入力して検索ください。

政策評価に関する情報へのリンク集

- **各府省の政策評価に関する情報へのリンク**  
各府省の政策評価のトップページ、基本計画、実施計画などへのリンクを設定しています。
- [政策評価関連情報へのリンク](#)  
地方公共団体、関係機関の政策評価のトップページなどへのリンクを設定しています。

クリック：『各府省の政策評価に関する情報へのリンク』

政策評価制度について詳しいことが知りたい方は[こちらへ](#)。

次ページに続く

各府省の政策評価に関する情報へのリンク

http://www.soumu.go.jp/hyouka/joho-link.htm

各府省の政策評価に関する情報へのリンク

○ 各府省の政策評価ホームページ、基本計画、実施計画等

[\(各府省の「評価結果、政策への反映状況」もご覧ください\)](#)

(平成16年4月現在)

府省名	基本計画	実施計画	その他
<a href="#">内閣府</a>	<a href="#">内閣府本府政策評価実施計画(平成16年4月改正).pdf</a> <a href="#">内閣府本府政策評価実施計画(平成15年度内閣府本府政策評価実施計画).pdf</a>	<a href="#">内閣府本府政策評価実施計画.pdf</a> <a href="#">平成15年度内閣府本府政策評価実施計画.pdf</a>	<a href="#">内閣府本府政策評価実施要領</a> <a href="#">平成13年度内閣府本府政策評価年度計画</a>
<a href="#">宮内庁</a>	<a href="#">宮内庁政策評価基本計画</a>	<a href="#">平成16年度宮内庁政策評価実施計画</a> <a href="#">平成15年度宮内庁政策評価実施計画</a> <a href="#">平成14年度宮内庁政策評価実施計画</a>	
<a href="#">公正取引委員会</a>	<a href="#">政策評価に関する基本計画.pdf</a>	<a href="#">平成16年度公正取引委員会政策評価実施計画.pdf</a> <a href="#">平成15年度公正取引委員会政策評価実施</a>	

クリック：

『各府省の「評価結果、政策への反映状況」もご覧ください』

http://www.soumu.go.jp/hyouka/joho-link2.htm

各府省の政策評価に関する情報へのリンク

○ 評価結果、政策への反映状況

(平成16年4月現在)

府省名	評価結果	政策への反映状況
<a href="#">内閣府</a>	<a href="#">平成15年度内閣府本府政策評価書(事後評価)</a> <a href="#">平成14年度内閣府本府政策評価書(事後評価)</a>	<a href="#">政策評価結果の政策への反映状況報告(平成16年度)</a> <a href="#">.pdf</a>
<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">平成17年度予算概算要求等に係る評価書について</a> <a href="#">政策レビュー(プログラム評価)等の評価書の作成及び「平成16年度国土交通省事後評価実施計画」の策定について</a> <a href="#">平成16年度予算概算要求等に係る評価書について</a>	<a href="#">平成14年度評価結果反映状況報告書.pdf</a> <a href="#">平成13年度国土交通省政策評価年次報告書-行政のマネジメント改革を目標して-の公表について</a>
	クリック： 『政策レビュー(プログラム評価)等の評価書の作成及び「平成16年度国土交通省事後評価実施計画」の策定について』	
	<a href="#">政策アセスメント</a>	

次ページに続く

## 各府省ホームページ

国土交通省

### 政策レビュー(プログラム評価)等の評価書の作成及び「平成16年度国土交通省事後評価実施計画」の策定について

[Back to Home](#)

国土交通省では、「国土交通省政策評価基本計画」に基づき、積極的に政策評価を推進しております。このたび、国土交通省として「政策レビュー」の評価結果等を取りまとめ、これらに係る評価書を作成しました。また、「平成16年度国土交通省事後評価」の取り組みを明らかにしました。

<概要>

- 政策レビュー(プログラム評価)等の評価書の作成及び「平成16年度国土交通省事後評価実施計画」の策定について

<評価書>

- 政策レビュー評価結果(政策レビューのページをご覧ください)
- 個別公共事業の評価書**
- 個別研究開発課題の評価書

お問い合わせ  
政策統括官付政  
大臣官房技術課  
(公共事業評価  
公共事業調査  
総合政策局技  
TEL:03-5253-6

クリック：『個別公共事業の評価書』

## 評価書等

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/15/150329/02.pdf - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る・進む・検索 お気に入り メディア

アドレス http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/15/150329/02.pdf

コピー保存 印刷 電子メール 検索 リンクを記録 署名

テキスト選択ツール 167%

### 個別公共事業の評価書 -平成15年度-

平成16年3月29日 省議決定

国土交通省政策評価基本計画(平成14年3月22日省議決定)及び平成15年度国土交通省事後評価実施計画(平成15年3月27日省議決定)に基づき、新規事業採択時評価、再評価及び完了後の事後評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

#### 1. 個別公共事業評価の概要について

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価(新規事業採択時評価) 事業の継続又は中止の判断

## 成果主義型予算の実現のために

## —— 評価に基づく予算編成 ——

平成17年3月10日

牛 尾 治 朗

奥 田 碩

本 間 正 明

吉 川 洋

## 成果主義型予算のサイクル

①成果目標の定量的な提示 (Plan) ⇒ ②効率的な予算執行 (Do)  
⇒ ③厳格な評価 (Check) ⇒ ④次の予算編成への反映 (Action)

- 1、 成果主義型予算に向け、“モデル事業”等を通して、成果目標の提示 (Plan) と予算の弾力的執行 (Do) に着手してきた。ここで、評価の強化 (Check) と、予算への反映 (Action) に取り組む必要がある
  - 2、 予算と評価の連携を強めるためには、次の取り組みが必要である
    - ・ 政策評価法に基づく政策評価が実効性をもつこと
    - ・ 政策評価と予算査定が連携をもつこと
    - ・ 予算書・決算書が「施策」単位で記載・議決されるようにすること
  - 3、 総務省・財務省は、上記2についての検討を踏まえ、改革の方向と工程を明確にして、『基本方針 2005』で提示すべきである
  - 4、 予算書と決算書の改革は、平成 18 年度までに実務的検証を完了させ、20 年度予算 (19 年に編成) から完全実施すべきである。これによって、成果主義予算のサイクルは、22 年度予算において完成形が作られることになる (添付スケジュール表参照)
  - 5、 各府省は、連結財務書類と政策の達成度を示す『年次報告書』を、17 年度末を目途に試行的に公表し、18 年度から実施すべきである
- \* 成果目標の提示 (Plan) と予算の弾力的執行 (Do) についての一段の改革については、別途提言することとしたい

## 成果主義型予算への取組み

